

令和4年第7回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

令和4年7月29日 開会

令和4年7月29日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

令和4年第7回新十津川町議会臨時会

令和4年7月29日（金曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第44号 令和4年度新十津川町一般会計補正予算（第5号）

○出席議員（10名）

2番	村井利行君	3番	進藤久美子君
4番	鈴井康裕君	5番	小玉博崇君
6番	杉本初美君	7番	西内陽美君
8番	長谷川秀樹君	9番	長名實君
10番	安中経人君	11番	笹木正文君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
会計管理者	内田充君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	長島史和君
保健福祉課長	坂下佳則君
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	小松敬典君
建設課長	谷口秀樹君
教育委員会事務局長	鎌田章宏君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	窪田謙治君
--------	-------

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 議長（笹木正文君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから、令和4年第7回新十津川町議会臨時会を開会いたします。
ただいま出席している議員は、10名であります。
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、2番、村井利行君。
3番、進藤久美子君。両名を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（笹木正文君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。
-

◎町長発言

- 議長（笹木正文君） 日程第3に入る前に、町長から発言を求められておりますので、これを許します。
町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

- 町長（熊田義信君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、臨時議会ではありますけれども、2件報告をさせていただきたいというふうに思います。

ヒグマ対策の関係、それと、豪雨による農地被害の状況であります。

まず、ヒグマ対策の関係でありますけれども、6月3日午前11時15分頃、弥生の工業団地付近でヒグマの目撃情報があり、その後、6月5日から7日にかけて弥生排水機場から出雲大社付近で3回の目撃情報がありました。

本町では、これまで市街地でのヒグマの目撃情報はなく、人的被害を防ぐため、防災無線での注意喚起、職員による24時間体制での現場監視、ドローンによるヒグマ搜索や河川敷への立入禁止、箱わなの設置などを実施したところであります。6月7日以降は、ヒグ

マの目撃情報はありませんでしたが、監視カメラの設置に加え、朝夕の広報車による巡回を行ったところであります。その後、監視カメラの確認によりヒグマの形跡が無いことなどを総合的に判断し、6月17日には河川敷の立入禁止の解除、箱わなの撤去を行い、町民に対する行動制限を解除したところであります。

今回の緊急ヒグマ対策費といたしましては、職員の時間外手当として60万8千円、出沒注意看板の製作にかかった消耗品費として25万6千円、手数料としてはドローンの搜索手数料30万8千円、菊水河川敷の雑木林の下草刈り手数料49万5千円。また、今後ヒグマの進入を未然に防ぐため、幅員の狭い河川敷地にヒグマが嫌がる音を発生させる装置6台を購入いたしました。その費用16万4千円などを含め、総額354万5千円を予備費から充用し、対応したところであります。

なお、本日、朝5時50分、総学線入口付近でヒグマの目撃情報がありましたので、注意看板を設置し、注意喚起をしているところでございます。

次に、二点目の豪雨による農地被害状況であります。

6月28日から29日にかけて北海道付近に前線が停滞し、その前線上を低気圧が通過しましたことから、本町全域で大雨となり、空知吉野の観測地点で総雨量93ミリと6月の観測史上1番の24時間降水量を記録したところであります。

また、7月5日は、気温の高い日が続き大気の状態が不安定となり、記録的短時間大雨情報が発せられ、花月区、総進区を中心に瞬間的なゲリラ豪雨に見舞われたところであります。なお、空知吉野、浦臼の観測地点でのデータが取れないほどの局地的なものであります。

また、28日から29日にかけての土木施設被害は、町道では、路面洗掘、側溝の土砂埋塞など24か所、普通河川、排水路では、河岸洗掘、土砂埋塞など4か所、林道では、路面洗掘、側溝の土砂埋塞など4か所の計32か所となり、農地では、吉野幌加地区でそば畑3件、4.8ヘクタールで浸水、流亡の被害を受けたところであります。

また、7月5日の土木施設被害は、道路の冠水、路面洗掘、側溝の土砂埋塞など3か所、普通河川では、土砂溜めの埋塞、河岸洗掘など4か所の計7か所となり、農地では花月地区の水田2件、0.2ヘクタールの土砂流入の被害がありました。

土木施設の被害総額は、6月28日から29日までの大雨で約800万円、7月5日は約200万円となり、合計で約1,000万円の復旧費用を見積っており、予算の単独災害復旧費の400万円と不足する600万円を予備費から充用し、速やかに対応することとしております。

以上、この2件について臨時議会でありますけれども、議員各位に報告をさせていただきます。以上、よろしくお願ひ申し上げます。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第3、議案第44号、令和4年度新十津川町一般会計補正予算第5号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第44号、令和4年度新十津川町

一般会計補正予算第5号。

令和4年度新十津川町一般会計補正予算第5号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,017万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億1,521万9千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただいま上程いただきました議案第44号、令和4年度新十津川町一般会計補正予算第5号につきまして、内容をご説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ申し上げます。

総括、歳入。

15款、国庫支出金。補正額5,797万1千円。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。計6億5,166万5千円。

16款、道支出金。補正額300万円。これは、市町村高齢者世帯等生活支援事業費補助金でございます。計5億3,231万9千円。

20款、繰越金。補正額920万6千円。これは、前年度繰越金を充当するものでございます。計970万7千円。

歳入合計、補正額7,017万7千円、計74億1,521万9千円。

次に、歳出。

3款、民生費。補正額2,015万2千円、計9億8,476万2千円。財源内訳、特定財源、国道支出金で1,094万6千円、一般財源920万6千円。

6款、農林水産業費。補正額2,700万円、計5億9,498万2千円。財源内訳、特定財源、国道支出金で2,700万円。

7款、商工会。補正額2,302万5千円、計7億4,848万7千円。財源内訳、特定財源、国道支出金で2,302万5千円。

歳出合計、補正額7,017万7千円、計74億1,521万9千円。財源内訳、特定財源、国道支出金6,097万1千円、一般財源920万6千円でございます。

次に、歳出の内容についてご説明を申し上げます。16ページ、17ページをお開き願います。

3款1項1目社会福祉総務費。補正額1,076万2千円、計1億2,449万4千円。財源内訳、特定財源、国道支出金300万円、一般財源776万2千円。内容を申し上げます。事業番号16番、住民税非課税高齢者世帯等生活支援事業1,076万2千円。これは、原油価格の高騰などにより光熱水費や食費など物価高騰による生活への影響が特に大きい低所得の高齢者世

帯及び障害者世帯に対し支援を行うものでございまして、令和4年度の住民税均等割が非課税の65歳以上の高齢者のみの世帯及び同じく均等割非課税で手帳の交付を受けている障害者がいる世帯800世帯に1世帯当たり1万2千円相当のふれあい商品券を配付するものでございます。

なお、この事業のふれあい商品券配付に係る事業費の2分の1相当額を北海道が予算の範囲内で補助事業の対象とすることから、事業実施時期は、道の補助内示がある10月から令和5年1月末日までとするものでございます。

次、2項1目児童福祉費。補正額939万円、計3億2,625万8千円。財源内訳、特定財源、国道支出金794万6千円、一般財源144万4千円。内容を申し上げます。事業番号3番、子ども生活応援事業939万円。これは、原油価格の高騰などにより様々な支出が増加している中、子育て世帯への生活支援として、とくきつずカードに子供1人当たり1万ポイントを付与するものでございます。対象は、7月1日現在町内に住所を有する高校生以下の子供を持つ世帯と、令和4年中に母子手帳を持った妊婦のいる世帯で930人分を補正計上するものでございます。

なお、この事業は国の交付金対象事業とすることから、ポイントは8月の付与から令和5年1月末日までの期間限定とするものでございます。

次に、18ページ、19ページをお開き願います。

6款1項2目農業振興費。補正額2,700万円、計4億921万3千円。財源内訳、特定財源、国道支出金2,700万円。内容を申し上げます。事業番号21番、燃油価格高騰緊急対策事業2,700万円。これは、燃油価格高騰による農業生産コストの増大により農業経営に大きな影響を及ぼしていることから、農業者に対し緊急的に支援を行うもので、町内の農業者に対して経営面積5ヘクタール未満で2万5千円、以降5ヘクタール増すごとに2万5千円を加算するものとして、上限は55ヘクタール以上で30万円とするものでございます。

なお、この事業は、過日JAピンネから農業者への支援要望があったことから、国の臨時交付金を活用して実施するものでございます。

次に、20ページ、21ページをお開き願います。

7款1項1目商工振興費。補正額2,302万5千円、計1億7,149万3千円。財源内訳、特定財源、国道支出金2,302万5千円。内容を申し上げます。事業番号8番、緊急経済対策事業2,302万5千円。これは、燃油高騰などにより大きな影響を受けている中小企業に支援を行うもので、支援策の一つといたしまして、商工会加入の正会員で事業の要に供する車両、機具、設備等を有し、その稼働にあたり燃油高騰の影響を受けていること、若しくは、事業に要する原材料の高騰による影響を受けている事業者に対し、法人で20万円、個人事業主で5万円を支給することとし、加えて、道路貨物運送業でトラックを運行している場合、1台当たり7万5千円、軽貨物で1台当たり5万円を支給するものでございます。

支援策のもう一つは、地元消費を促進させるため、とくとっぷカードの買い物ポイント2倍イベントを支援するもので、160万ポイント分を補助するものでございます。

これら二つの事業はいずれも商工会が行う取組に対して補助金として交付するもので、過日、商工会から支援の要望があったものでございます。

補正の額については、燃油高騰にかかる事業者支援で2,127万5千円、地元消費促進支

援で175万円を計上するものでございます。

以上、一般会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第44号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

4番、鈴井康裕君。

○4番（鈴井康裕君） 3番の民生費の児童福祉費。子ども生活応援事業、とくきっずカードの話なのですが、930人に付与するということですが、530世帯のうちに未取得者は15パーセントもおられる、約80世帯おられると。事業の予算の中では郵券代だけしか見ておられませんが、実際にとくきっずカードを持っていない方への勧奨を行うというふうに常任委員会では報告されていますが、実際にどのようなことをされるのか、郵送だけなのか、電話をかけるのか、実際に訪問をして入ってくださいというふうに言うのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂下佳則君） 4番議員の質問にお答えいたします。

とくきっずカード未取得者に対する取得の勧奨については、今回のこのきっずの事業にあわせて郵送で勧奨をすることで考えております。その他については、広報ですとか、防災無線ですとか、ホームページですとか、そういったところで勧奨をしていくということで考えておまして、その他の電話勧誘ですとか、訪問勧誘ですとかは特に考えてはございません。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、令和4年度新十津川町一般会計補正予算第5号は、原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了いたしました。
会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（笹木正文君） 令和4年第7回新十津川町議会臨時会を閉会をいたします。
ご苦労さまでした。

（午前10時22分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員